

社会福祉法人 日野市社会福祉協議会
在宅高齢者ケアサービス事業運営規程

制	定	平成12年	1月31日
改	正	平成12年	5月29日
改	正	平成13年	5月28日
改	正	平成15年	5月26日
改	正	平成17年	3月28日
改	正	平成23年	3月28日
改	正	平成29年	3月27日
改	正	平成29年	12月6日

(目的)

第1条 この規程は、市民の参加と協力を得て、在宅で援助を必要とする高齢者に対し家事援助等のケアサービス活動を行うことにより、地域福祉の増進を図るとともに、市民の連帯と相互扶助を促進することを目的とする。

(運営主体)

第2条 この事業の運営主体は、社会福祉法人日野市社会福祉協議会（以下「日社協」という。）とする。

(事業所の所在)

第3条 事業を行う事業所の所在地は、次のとおりとする。
日野市高幡1011番地（日野市立福祉支援センター内）

(会員)

第4条 この事業は市民参加の会員制で行うこととし、会員の種類は次のとおりとする。

- (1) 協力会員 この事業に理解と熱意を有する18歳以上の者で、在宅高齢者にケアサービス（以下「サービス活動」という。）を提供する者
（65歳以上の協力会員は、一時的に日常生活に支障がある時はサービスを利用できるものとする。）
- (2) 利用会員
 - ア 日野市に居住し、在宅で援助を必要とする65歳以上の高齢者
 - イ 上記以外で、日社協会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた者

(会費)

第5条 会員は会費を納めるものとする。

- 2 会費は、個人を単位とする。
- 3 会費は、協力会員、利用会員とも年会費1,200円（月額100円）とする。
- 4 会費は入会した日の属する月から当該年度末までの月数分を入会時に納入するものとする。
- 5 入会年度以降も継続して会員であろうとするものについては、年度末までに次年度分（12か

月分)の会費を一括納入することを原則とする。

6 年度の途中で退会した場合等でも納入済の会費は返還しない。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書(第1号様式)に加えて、別表1に定める書類を添えて会長に入会を申し込まなければならない。

2 会長は、前項の規定により申し込みがあったときは、会員名簿に登録するとともに、当該申込者に会員証(第2号様式)を交付するものとする。

3 会員証の有効期限は当該年度末を限度に、当該会員の会費納入済期間とする。

(退会)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときは、退会するものとする。

(1) 会員が、退会申出書(第3号様式)により会長に退会を申し出たとき。

(2) 利用会員が日野市外に転出したとき。

(3) 会員が死亡したとき。

(4) 会員が施設入所などにより、主たる生活の場所が在宅でなくなったとき。

2 会長は、次の各号の一に該当するときは、会員を退会させることができる。

(1) 会員としてふさわしくない行為をしたとき。

(2) 協力会員が次条各号に定める義務に違反したとき。

3 会員は、退会したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(協力会員の義務)

第8条 協力会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) サービス活動にあたって知り得た利用会員又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。退会した後も同様とする。

(2) サービス活動中に利用会員に異常を認めたときは、速やかに日社協及び必要な関係機関に連絡すること。

(3) サービス活動にあたっては、会員証を携帯し、利用会員その他の関係者から請求があったときは、これを提示すること。

(4) サービス活動にあたっては「会員の手引き」を遵守し、物品販売若しくは斡旋、宗教活動又は政治活動を行わないこと。

(サービス活動の内容)

第9条 サービス活動の内容は、家事援助、外出介助、簡単な介助・介護、話し相手等とする。

(サービス活動の日及び時間)

第10条 サービス活動は、原則として月曜日から金曜日までとする。(ただし国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)

2 サービス活動の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、特に必要があると認める場合にはこの限りでない。

(サービス活動の申込及び決定)

第11条 サービス活動を利用しようとする会員は、会長に申し込むものとする。

2 会長は、前項の規定によりサービス活動の利用の申し込みがあったときは、速やかに実態調査の上、サービス活動提供の可否を決定し、活動連絡書（第4号様式）により利用会員に通知するとともに、協力依頼書（第5号様式）により協力会員に依頼するものとする。

(サービス活動の中止)

第12条 会長は、サービス活動の提供を受けている利用会員が、次の各号の一に該当するときは、提供を中止することができる。

- (1) サービス活動を必要としない旨を申し出たとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) その他サービス活動の提供が不相当と認められる事情が生じたとき。

(利用料)

第13条 サービス活動の提供を受ける利用会員は、別表2に定める利用料を支払うものとする。

- 2 利用会員は、前項に規定するもののほか、サービス活動を受けるにあたり材料費、交通費等の必要経費が生じたときは、これを負担しなければならない。
- 3 利用会員は、当該サービス活動を利用した翌月に活動時間に対応する金額分を銀行口座振替で支払わなければならない。
- 4 材料費、交通費等は、当該サービス活動を利用した日に会員相互で精算するものとする。
- 5 利用会員は、サービス活動当日に事前に連絡なくサービス活動の利用を取り消す場合、キャンセル料（1時間分の利用料の半額）を支払うものとする。

(協力会員に対する活動費)

第14条 協力会員は、サービス活動を提供した状況を活動報告書兼請求書（第6号様式）により1か月毎にまとめ、翌月の5日までに会長に提出するものとする。

- 2 会長は、サービス活動を提供した協力会員に対し、別表2に定める活動費を支払うものとする。
- 3 活動費の支払い時期は、当該サービス活動を提供した日の属する翌月とする。

(サービス活動時間の算定方法)

第15条 第13条に規定する利用料及び前条に定める活動費の支払計算の基礎となるサービス活動時間については、協力会員が利用会員宅に到着したときから当該宅を退出した時（サービス活動の内容が外出を伴う場合はその時間を含む。）までとする。

(関係機関との連携)

第16条 会長は、この事業の実施にあたり日野市及びその他の関係機関と十分連携を図り、円滑な運営に努めるものとする。

(研修)

第17条 会長は、協力会員の意識の向上と家事、介護・介助等の技術の習得を図るため、研修の機会を提供するものとする。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に会長が定める。

別表1

協力会員	利用会員
履歴書 個人情報保護誓約書 口座振込依頼書	個人情報使用同意書 口座振替依頼書

別表2

サービス活動時間	活動費	利用料
サービス活動開始から1時間まで	1000円	1000円
以後30分ごと	500円加算	500円加算

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成12年5月29日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成13年5月28日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成15年5月26日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。